

公益社団法人大分県社会福祉士の会費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人大分県社会福祉士の会費に関する規則第6条の規定に基づき、公益社団法人日本社会福祉士の2021年度臨時総会における会費に関する規則の一部改正（満30歳を超えない者を対象に入会金及び年会費を入会年度に限り無料とし、これを3年間試行する）を受け本会の会費の取り扱いについて基本事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 公益社団法人大分県社会福祉士の会費に関する規則第2条の規定に関わらず、入会年度に満30歳を超えない社会福祉士に対して、2022年度から2024年度の初年度の入会に限り正会員の年会費を理事会の判断で減免することができる。

ただし、その減免に充当する原資は、公益社団法人日本社会福祉士の補填金等とする。

(年会費)

第3条 公益社団法人大分県社会福祉士の会費に関する規則第3条の規定に関わらず、満30歳を超えない正会員に対して、2022年度から2024年度の初年度に限り正会員の年会費に限り理事会の判断で減免することができる。

ただし、その減免に充当する原資は、公益社団法人日本社会福祉士の補填金等とする。

(入会金等の返還)

第4条 本細則の施行日と適用年度に差異が生じたて入金した場合は、その対象者が入金した入会金及び年会費は理事会の判断で返還することができる。その場合、公益社団法人大分県社会福祉士の会費に関する規則第3条2項の規定は適用されない。

(改正)

第5条 この規則を改正するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この細則は、2022年5月29日から施行する。